

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の 背景

- ✓ (株)日本政策金融公庫（**日本公庫**）、(株)商工組合中央金庫（**商工中金**）、信用保証協会（**協会**）等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、**中小企業者等に対して各種の資金繰り支援**^(注1)を実施
(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等を対象とする、日本公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金による危機対応貸付け（**新型コロナ特別貸付等**）、協会によるセーフティネット保証4号、同保証5号及び危機関連保証（**新型コロナ関連保証**）等
- ✓ **新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資**は、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、その**元利金の返済が本格化**するなどの一方、中小企業者等の新型コロナウイルス関連の倒産件数等が増加

検査の 状況

1. **新型コロナ特別貸付等**に係る貸付債権等の状況を見ると、
 - ・5年度末までの**貸付実績**の累計は**20兆6397億円**。また、**貸付残高**は**12兆4014億円**で、全体の**9割程度が元金返済中又は据置期間中**
 - ・**条件変更中及び延滞等**に至った貸付債権の3年度末以降の各年度末の残高は、いずれの貸付けも前年度末から**大幅に増加**
 - ・5年度末までに償却した貸付債権の金額は**1490億円**、同年度末の**リスク管理債権**の金額は**1兆1965億円**、同年度末における**部分直接償却**^(注2)**実施額は2178億円**
(注2) 回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法
2. **新型コロナ関連保証**に係る保証債務の状況を見ると、
 - ・5年度末までの**保証承諾**の累計は**38兆2664億円**。また、**保証債務残高**は**19兆4960億円**で、全体の**9割超が元金返済中又は据置期間中**
 - ・**条件変更中**の金額は、2年度末以降、前年度末から**大幅に増加**
 - ・**代位弁済額**は5年度までの累計で**4848億円**、同年度末時点における**求償権残高**は**4564億円**
3. **新型コロナ関連保証**に係る**市区町村長の認定**の手続において、申請書類の簡素化を認めている状況を踏まえて、会計検査院において、協会が保管していた確定申告書類を基に申請時における売上げの状況を**事後的に機械的な方法により確認**
⇒その結果、最近1か月間の**売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態が865件中142件見受けられた**
4. **新型コロナ関連保証**に係る**国の財政援助**のうち、**日本公庫**の信用保険等業務勘定の財務基盤強化のために措置された**出資金**は、資本準備金として計上され、5年度末時点の**資本準備金残高**は**5兆2841億円**と元年度末時点（2兆0522億円）から**増加**

所見

- ✓ 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等の貸付債権等について、引き続き、**債務者の状況把握等を適切に実施**するなど、**信用リスク管理等を適切に行う**とともに、これまでと同様に、**適切に貸倒引当金を算定し、計上すること**（上記1への所見）
- ✓ 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、引き続き、各協会が**保証債務等の管理及び求償権を取得した後の求償権の管理**等を適切に実施していくなどするよう、**適切な指導、助言等**を行っていくこと（上記2への所見）
- ✓ 中小企業庁において、検査の状況の3の事態について、**各地方公共団体等を通じて状況を確認**するなどした上で**必要な対応**を執るとともに、その結果を踏まえて、新型コロナ関連保証に係る**市区町村の認定事務を検証**するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における**認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討**すること（上記3への所見）
- ✓ 日本公庫において、今後、**保険収支が悪化**することにより、**資本準備金を取り崩す**ことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る**保険収支が信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、リスク管理**を含む新型コロナ関連保証等に係る**保険の適切な業務運営**に努めること（上記4への所見） 等

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

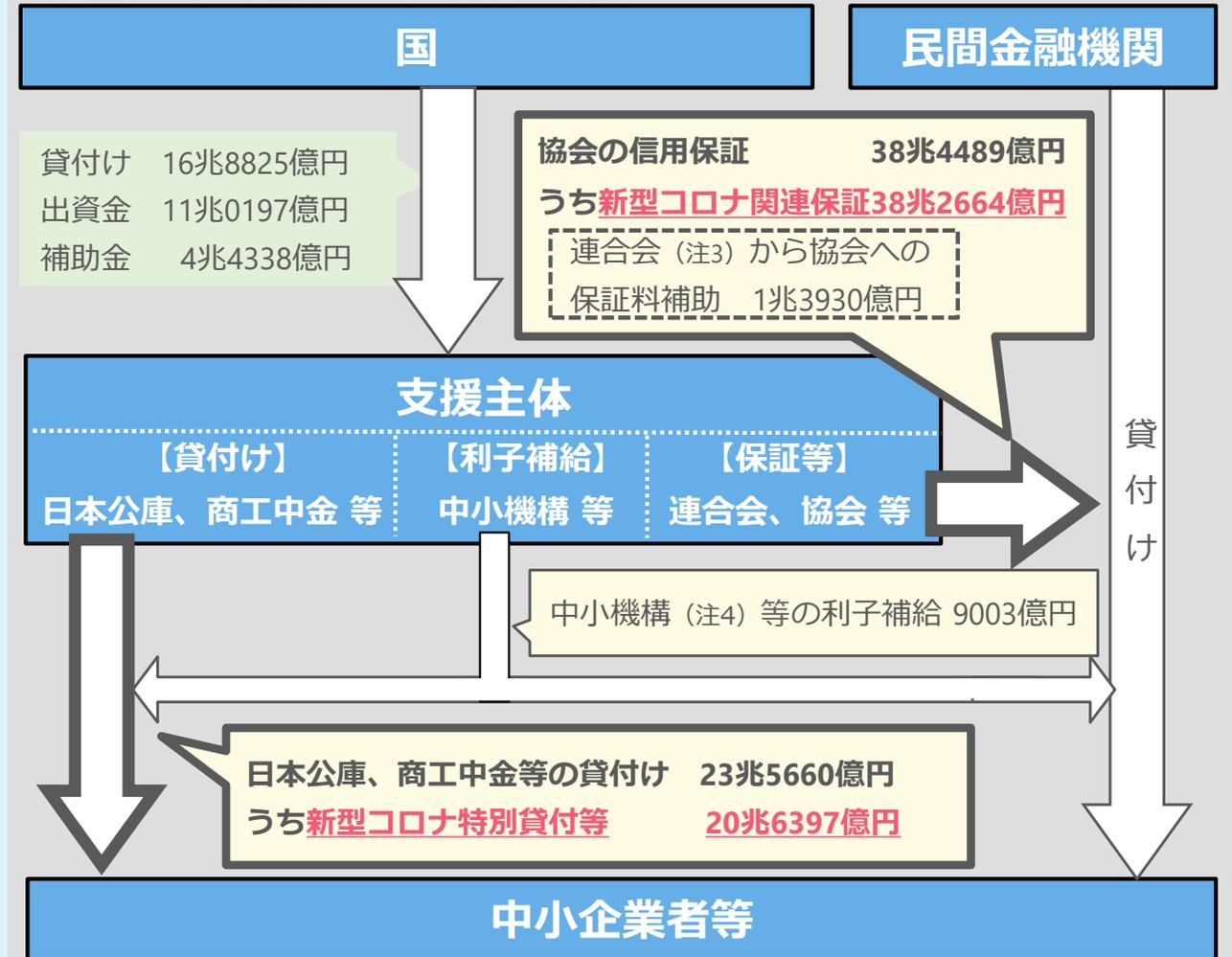
検査の背景 中小企業者等に対する新型コロナ資金繰り支援等の概要等（報告書P1～15）

- （株）日本政策金融公庫（**日本公庫**）、（株）商工組合中央金庫（**商工中金**）、信用保証協会（**協会**）等は、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に業況が悪化している**中小企業者等に対する資金繰り支援**（貸付け、信用保証等）を実施【図の黄色部分】
- 国**は、支援主体である日本公庫等に対して**財政援助**を実施【図の緑色部分】
- 新型コロナ特別貸付等**（注1）及び**新型コロナ関連保証付融資**（注2）（これらのうち一定の要件を満たす対象者に対しては実質無利子・無担保融資（いわゆる**ゼロゼロ融資**）となる）は返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、既に**元利金の返済が本格化**

（注1）①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付〔国民生活事業における貸付け〕、②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付〔中小企業事業における貸付け〕及び③商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つを指す

（注2）民間金融機関が行う新型コロナ関連保証（中小企業者等に対する①セーフティネット保証4号（SN4号）、②セーフティネット保証5号（SN5号）及び③危機関連保証の三つを指す）が付された融資

<新型コロナ関連資金繰り支援の全体像>



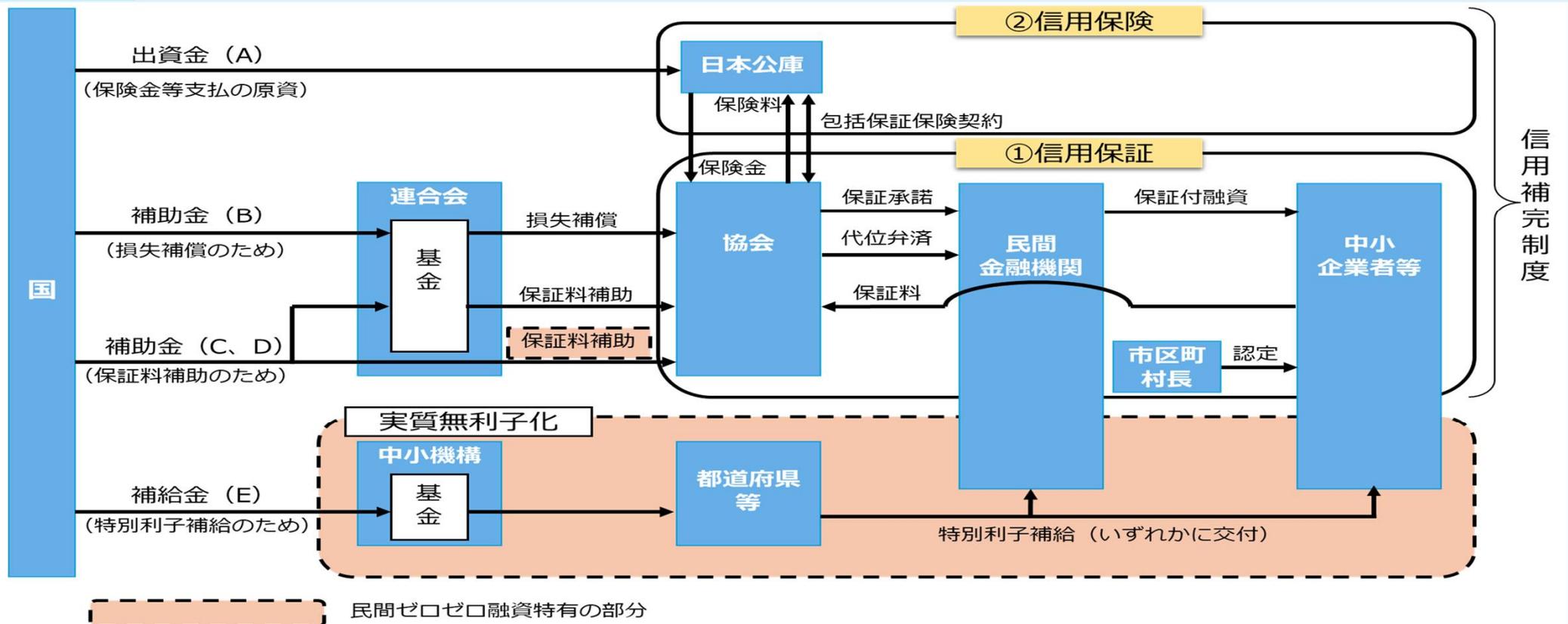
（注3）一般社団法人全国信用保証協会連合会

（注4）独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の背景 新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み（報告書P5～12）



(注) 括弧内のアルファベットは、P9<検査の状況4>の「財政援助の使途」の記号に対応

- **信用補完制度**（①協会が民間金融機関からの融資に係る債務を保証する**信用保証**及び②協会が行った債務保証について契約金額の範囲内で日本公庫が保険を引き受ける**信用保険**により構成される制度）を活用した仕組み
- ①信用保証を引き受けた**協会**は、中小企業者等が延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、**代位弁済**を行う。その際、日本公庫は保険金を、連合会は損失補償金額をそれぞれ協会に支払う
- 国は、**新型コロナ関連保証**について、**財政援助**（出資及び補助金）を実施

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 1 - 1

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況（報告書P18～37）

<令和5年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況>

令和5年度末までの①貸付実績は20兆6397億円、④貸付残高は12兆4014億円で、そのうち9割程度は⑤元金返済中の貸付債権又は⑥据置期間中の貸付債権

その一方で

①令和5年度末までの貸付実績 1,276,196件 20兆6397億円 (+1兆2031億円)

<5年度末時点の状況>

②返済 8兆0892億円 (+3兆0309億円)	④貸付残高 968,707件 12兆4014億円 (▲1兆9070億円)
③うち完済 292,604件 5兆5651億円 (+2兆2346億円)	
⑨償却 14,885件 1490億円 (+792億円)	

⑨償却（注）した貸付債権の金額は、いずれの貸付けにおいても年々増加し、5年度までの累計で1490億円（4年度までの累計から+792億円）

（注）債務者の破産等により回収の見込みがないものとして処理すること

- ⑦条件変更（注1）中の貸付債権の残高は、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降、前年度末から大幅に増加
- ⑧延滞等（注2）に至っている貸付債権の残高は、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降、前年度末から大幅に増加

（注1）返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること

（注2）元利金支払の延滞及び事業者の破綻

⑪リスク管理債権の額は年々増加し、5年度末で1兆1965億円（4年度末比+3179億円）

（注）リスク管理債権に区分された債権であっても、全てが回収不能になるということ直ちに意味するものではない

⑫5年度末における部分直接償却（注）の実施額は2178億円（4年度末比+931億円）

（注）回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法

<元金返済等の状況>

⑤元金返済中 750,250件 8兆5356億円 (+9691億円)	⑥据置期間中 112,122件 2兆5824億円 (▲3兆3752億円)
---	---

⑦条件変更中
83,787件
1兆0654億円
(+4000億円)

⑧延滞等
23,014件
2182億円
(+986億円)

<リスク管理債権等の状況>

⑩正常債権 11兆1971億円 (▲2兆3093億円)

⑪リスク管理債権
1兆1965億円
(+3179億円)

⑫部分直接償却
2178億円
(+931億円)

<リスク管理債権の内訳>

⑬要管理債権 7842億円 (+2913億円)	⑭危険債権 3900億円 (+169億円)
-------------------------------	-----------------------------

⑮破産更生債権及びこれらに準ずる債権
221億円
(+97億円)

借換えによるものも含まれている

⑯5年度末時点の貸倒引当金
3427億円
(+548億円)

（ ）内の金額は4年度末時点からの増減額

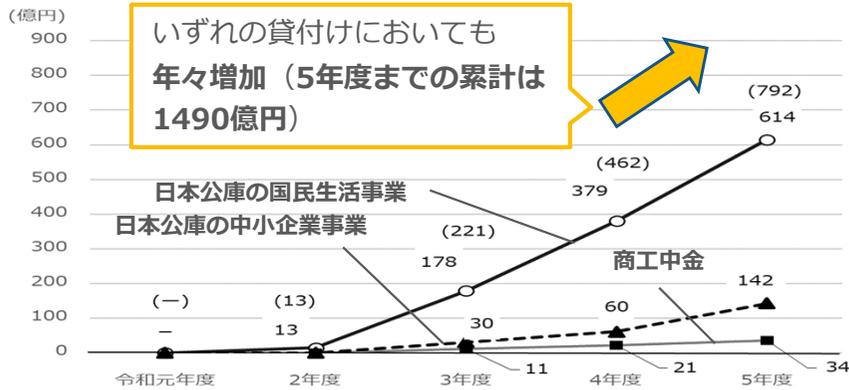
中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

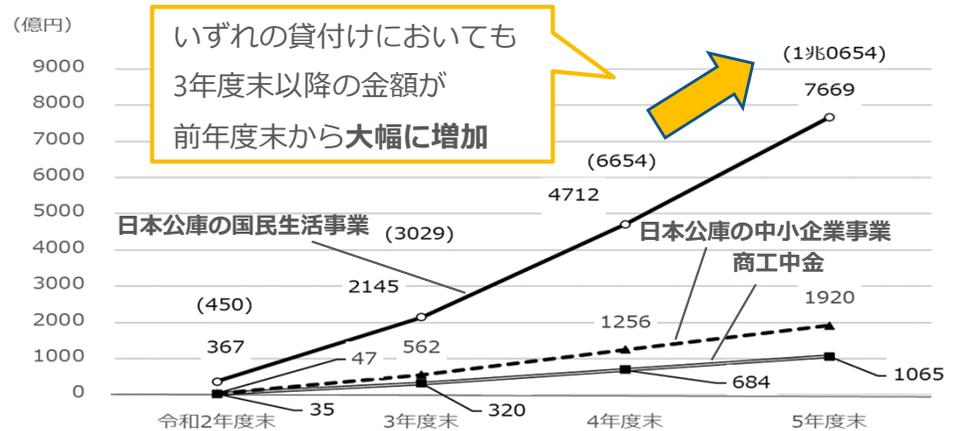
検査の状況 1-2

新型コロナ特別貸付等の年度別推移（償却、条件変更中、延滞等の貸付債権及びリスク管理債権）の状況 （報告書P18～37）

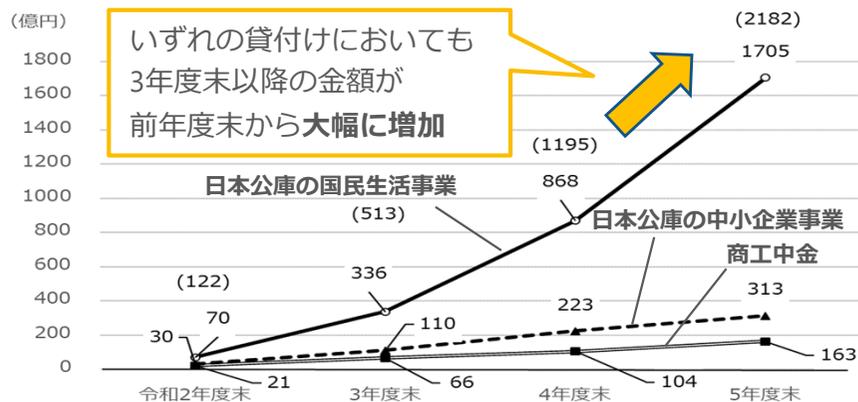
<⑨償却した貸付債権の金額の推移>



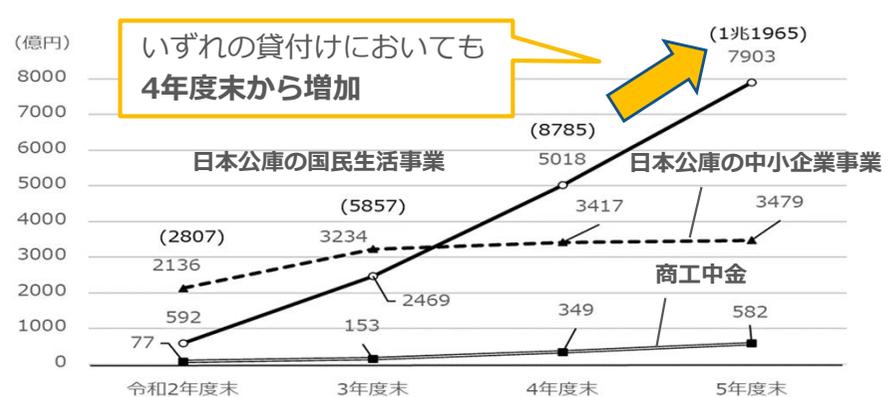
<⑦条件変更中の貸付債権の残高の推移>



<⑧延滞等に至った貸付債権の残高の推移>



<⑪リスク管理債権の額の推移>



（注1）各項目の番号は、前ページの図表の番号に対応（注2）各項目の括弧内は、国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の金額の合計

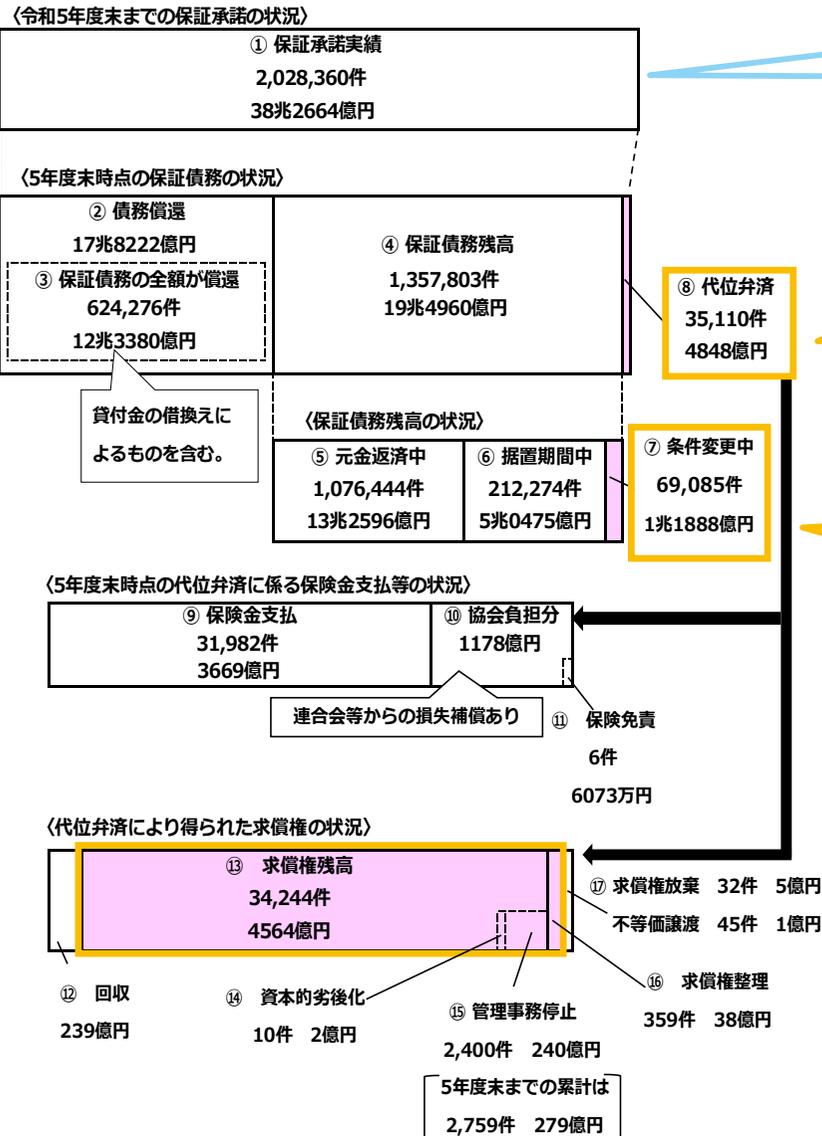
所見 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 2-1 新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況（報告書P38～48）

<令和5年度末時点における新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況>



令和5年度末までの①保証承諾の累計は**38兆2664億円**、④保証債務残高は**19兆4960億円**で、そのうち**9割超**は⑤元金返済中の金額又は⑥据置期間中の金額

その一方で

⑧代位弁済（注）の金額は、年々増加し、5年度までの累計で**4848億円**

（注）中小企業者等が元利金支払の延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、民間金融機関から代位弁済請求を受け、協会が当該中小企業者等に代わって当該民間金融機関に債務を弁済すること

⑦条件変更中（注）の金額は、2年度末以降、前年度末から大幅に増加し、5年度末で**1兆1888億円**

（注）債務保証の対象となる貸付金が条件変更により元金返済が猶予され、又は返済額が減額されているもの

・ 代位弁済の増加に伴い⑬求償権残高も年々増加し、5年度末で**4564億円**
・ そのうち、⑮管理事務停止（注）の金額も年々増加し、5年度までの累計で**279億円**

（注）将来にわたり回収の見込みがなく管理を行う実益がないと認められる求償権について、以降、その保全及び取立てに関する事務を積極的には行わないものとして管理すること

（注1）図表の①保証承諾実績の件数及び金額から融資が実行されず保証承諾後に取り消されたもの（21,791件4632億円）を差し引いたものが、〈5年度末時点の保証債務の状況〉の件数及び金額となる。

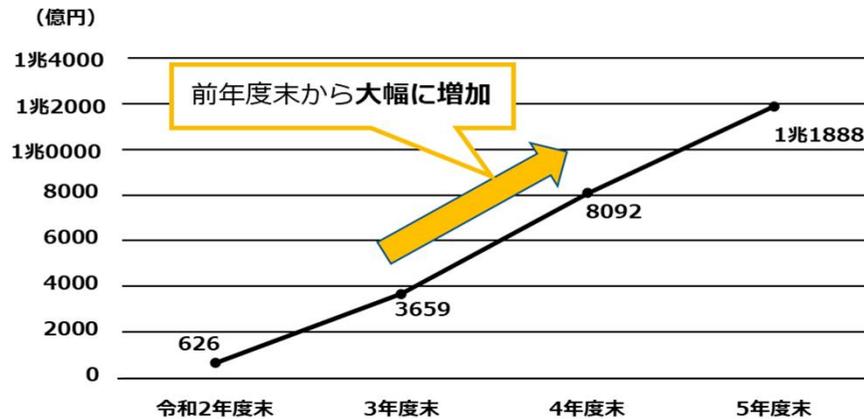
（注2）図表の⑮管理事務停止の件数及び金額は、令和5年度までの実績の件数及び金額（2,759件279億円）から⑰求償権整理の件数及び金額（359件38億円）を除いたものを示している。

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

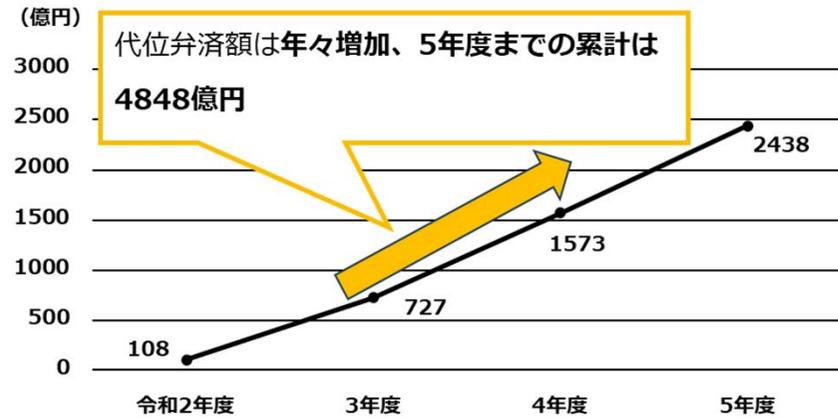
2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 2-2 新型コロナ関連保証の年度別推移（条件変更中、代位弁済、求償権残高及び管理事務停止）（報告書P38～48）

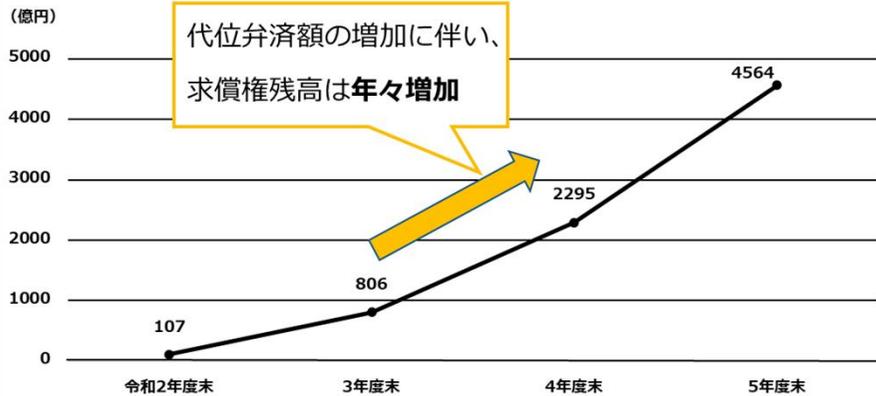
<⑦ 条件変更中の金額の推移>



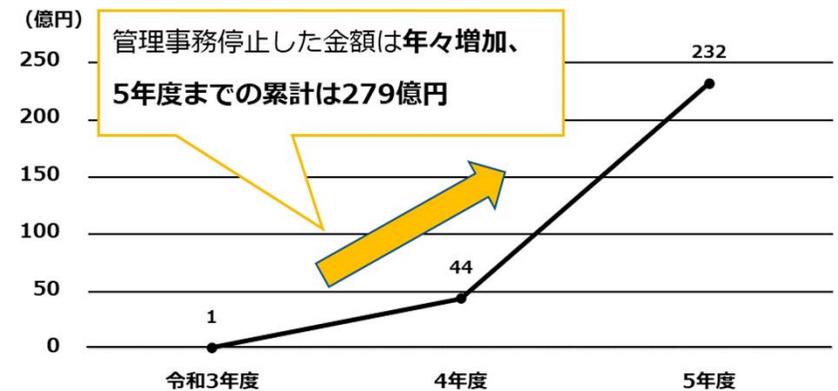
<⑧ 代位弁済額の推移>



<⑬ 求償権残高の推移>



<⑮ 管理事務停止の金額の推移>



(注) 各項目の番号は、前ページの図表の番号に対応

(注) ⑮の金額には、求償権整理に至ったものを含む

所見 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、引き続き、各協会が**保証債務及びその借換後の保証債務の管理並びに求償権を取得した後の求償権の管理**等を適切に実施していくなどするよう、**適切な指導、助言等**を行っていくこと

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 3

新型コロナ関連保証の審査手続等の状況（報告書P48～54）

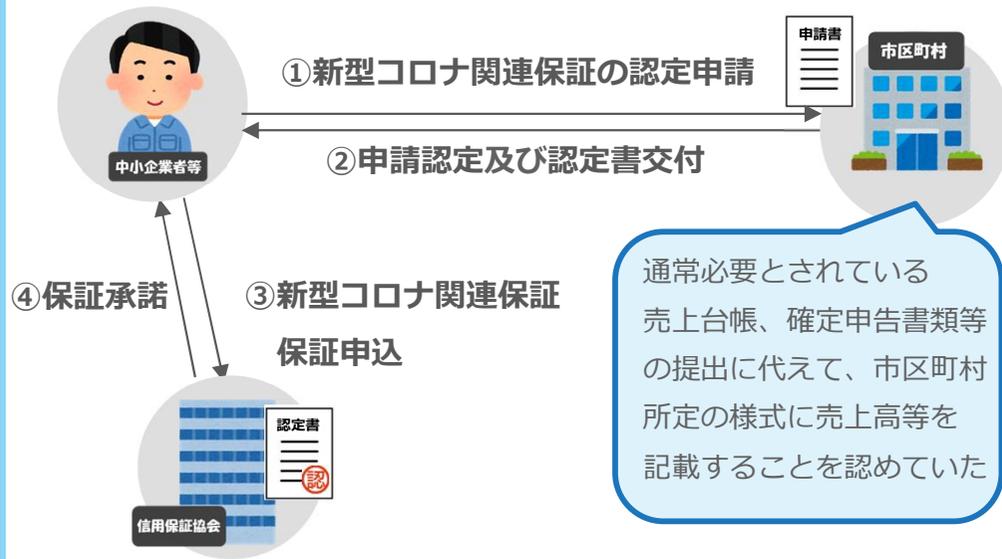
市区町村長認定の概要

- 新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等は **売上高等減少率**(注1)等について、**市区町村長の認定**を受ける必要あり

(注1) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比して減少した割合等。
各種保証の売上高等減少率の認定基準を満たした場合、認定される

- コロナ禍で審査の迅速性が求められていたことから、新型コロナ関連保証に係る認定においては、**申請書類を簡素化**（下図参照）

市区町村長認定から保証承諾までの流れ



- 新型コロナ関連保証に係る市区町村長認定の手続において、申請書類の簡素化を認めている状況を踏まえて、保証の対象となった**中小企業者等の申請時における売上げの状況を事後的に確認**(注2)

その結果(注3)

- 対象とした865件中**142件が認定基準を下回っていた**
- このうち、①79件は、**前期に比べ当期の売上高が増加**、②87件は、認定書申請年月を含めた**直近4か月間のいずれの月も認定基準を下回っていた**

(注2) 決算後の確定申告書類に記載された売上高を基に算定した場合、認定基準を上回っているかを機械的に確認

(注3) 上記の結果は、直ちに決算期前の売上高等を用いた市区町村長認定が誤っていたことになるものではない

(事例)協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていたもの

	認定書	確定申告書類	
		年月	売上高
最近1か月間の売上高等(A)	1655万円	令和3年3月	3417万円
(A)の前年同月の売上高等(B)	2023万円	2年3月	2023万円
最近1か月間の売上高等減少率 (B-A)/B×100	18.2%	売上高等減少	売上高増加 -68.8%

認定書では基準(危機関連保証の場合15%以上減)を満たしたとしているが決算後の売上高では基準を下回っていた(売上高が増加していた)

所見 中小企業庁において、関係機関と連携するなどして、①上記の事態について、市区町村長認定の事務を担当した**各地方公共団体等を通じて当該事態に係る中小企業者等の売上高等の状況を確認**するなどした上で**必要な対応**を執るとともに、②その結果を踏まえて、今後の非常時における経営安定関連保証等の市区町村長認定が必要となる保証の発動等に備えて、新型コロナ関連保証に係る**市区町村の認定事務を検証**するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における**認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討**すること

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 4 新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等（報告書P55～62）

<① 出資金>

財政援助の用途	区分 経理	財政 援助先	財政援助額	資本準備 金取崩額	国庫納付 の有無	令和5年度末 資本準備金残高
A 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う保険金等の支払	×	日本公庫	3兆6881億円	6463億円	無 (国庫納付規定あり)	5兆2841億円

(注) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、P3<新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み>の記号に対応

<② 補助金>

財政援助の用途	基金 造成	区分 経理	財政 援助先	財政援助額 (うち基金造成額)	執行額 (執行率)	国庫 返納額	令和5年度 末基金残高
B 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う損失補償	○	○	連合会	6422億円 (6422億円)	233億円 (3.6%)	-	6196億円
C 民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助	×	○	連合会	1兆1554億円 (-)	1兆1554億円 (-)	966億円	-
D 伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助	○	○	連合会	7865億円 (7865億円)	2377億円 (30.2%)	-	5607億円
E 民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給	○	○	中小 機構	1兆5127億円 (1兆5127億円)	7080億円 (46.8%)	6824億円	1223億円

(注) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、P3<新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み>の記号に対応

資本準備金残高の規模

元年度末残高：2兆0522億円

5年度末残高：5兆2841億円

新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率は1.07%、保険収支は累計で黒字となっており、**資本準備金残高が元年度末残高から増加**

(検査において当局に確認した事項)
新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故（代位弁済）が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより資本準備金を取り崩すことになる可能性に備えておくとともに、今後の状況を注視していくことが必要

国庫返納の状況

執行状況等を踏まえて国庫への返納が行われている（B及びDが含まれる経営安定関連保証等特別基金総額1兆2657億円（5年度末残高）のうち7656億円について6年度中に国庫返納する予定とされており、Eのうち563億円についても6年度中に国庫返納する予定）。

所見

- ・日本公庫において、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、**保険事故が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより、資本準備金を取り崩すこと**になる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る保険収支が日本公庫の信用保険等業務助定の財務状況に与える影響に留意しながら、**リスク管理を含む新型コロナ関連保証等に係る保険の適切な業務運営**に努めること
- ・**連合会及び中小機構**において、新型コロナ関連保証等に係る基金を管理する法人として、**基金規模の妥当性を不断に検討するとともに、基金の規模が過大**であると認められる場合には**国庫への返納**を適時適切に行うこと